

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月3日(木) 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産課	主 査	山 本 圭 吾
--------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

4. 議事事項と結果

第1号議案 京都府海面における第15次漁場計画の作成について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第3号議案 令和5年度全国海区漁業調整委員会日本海ブロック会議に提出する要望課題について

…「クロマグロの資源管理について」、「沿岸漁業と大中型ま

き網漁業の調整について」、「ミニボートの安全対策について」、「漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について」を議題提出することを議決した。

5. 議事
栗屋局長

公聴会に引き続きまして、第17回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日は村岡委員、益田委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席をされており、出席委員は7名となっております。過半数の委員に出席していただいておりますので、委員会規程第6条の開催の要件は満たしております。ここからは会長の議事進行をお願いします。

菟矢会長

それでは委員の皆様、公聴会に続きましてお疲れのところと存じますが、委員会を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会は3つの議案がございます。第1号議案として「京都府海面における第15次漁場計画の作成について（諮問）」ということで、先ほど公述者から公述いただいた内容を踏まえて、第15次漁場計画案について最終結論を出していきたいということです。それから、第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」、第3号議案「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について」ということで、漁場計画と知事許可漁業の制限措置につきましては諮問ですので、答申をさせていただくということでございます。

まず、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。石倉委員さん、狩野委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

第1号議案「京都府海面における第15次漁場計画の作成について（諮問）」を審議いたします。本議案につきましては、引き続き答申に向けて審議を行いたいと思います。内容につきましては、7月21日に行われた委員会で府から説明されておりますので、先ほどの公聴会での公述人の発言を参考に、ご意見を頂けたらと思っております。よろしくお願いいたします。

八木副会長

昨今、海洋状況が変わってくる中で、定置漁業の名称はどのようなのが良いのかと。例えば、昔からある漁場ではこれまでど

おり適用するのが良いのか。良いか悪いかということではないですが、今後検討されることはないのか、皆さんにお伺いをしたいと思っております。

葭矢会長 ありがとうございます。今回の漁場計画では、ぶり定置漁業といわし・あじ定置漁業の2種類ですけれども、京都府は、この漁場計画を作るにあたって、この2つの名称に絞ったというのは、水産庁の指導とか何かあるのかどうか、説明いただきたいと思います。あわせて、このままでいくのか、あるいは例えば地区名でいくのかといった検討の余地があるかということですね。

(水産課)

山本主査 定置漁業の名前ですが、法定事務の中で名称についてのルールは認知しておりません。ご存じのとおり、宮津から伊根にかけては実際にそれらの魚が獲られていたということもあり、いわし・あじ定置の名前が使われていますし、それより北はブリがたくさん獲られていたという経過もあってぶり定置ということで。昔は獲れる魚がもっとはっきりしていたという話もあり、そういった背景で付けられているのが実態だと認識しております。

漁場環境が変わってきて獲れるものも変わってきたということではありますが、先ほどの倉会長のご発言のとおり、シンボルとしてこういう名前を使っていたということがあり、また、定置はたくさん種類の魚が獲れますので見直すことも考えられますが、今のところ、変えてほしいという現場の声も出ておらず、名称として一般的に認知されているということで、今回も踏襲させていただいているところです。

葭矢会長 ありがとうございます。第15次計画においては、これまでの名称のままでと。これがガラッと変わってきたら、ブリも獲れない状況になってきたら困るのですが、魚種が変わったりした状況になれば、漁場計画の中で揉んでいただくということになるかと思えます。

八木副会長 現場を混乱させてしまうこともないと思えますから、そうした話も出たということで。

山本主査 ありがとうございます。そういった意見があったということは、我々も了知しておきたいと思います。

葭矢会長 今後、府の定置で魚種変更があるかどうか分からないですけど、将来的には可能性もあり得るということで。

定置漁業も大きな投資をしてやっていくものですから、新たに起業というのもなかなか難しいようで、1件廃業ということです。区画漁業権におきましても、経営的な観点で魚の養殖が難しい状況となり廃業ということですが、今後様々な情報を仕入れながら、京都府の指導を受けて新しく転換できれば、また検討していきたいということで、致し方ないかなという気がしております。何かそのあたり、ご意見ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 漁場計画について、特に問題がないということでしたら、京都府知事に対して原案に異議がない旨答申してよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議がない旨答申させていただきます。

次に、第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を審議させていただきます。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

尾崎副主査 (第2号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございました。今の説明に対してご質問ご意見等ありましたらよろしくをお願いします。

八木副会長 ナマコ操業が非常に過密になっていないかという気がしますが、どうですか。

葭矢会長 ナマコは各々の地区で様々な漁業により操業されており、今回の漁業も許可数が多いので、現場で混乱はないかとのことですが、

そのあたりコメントしていただけますか。

(水産事務所)

廣岡補佐

ナマコの操業調整についてですが、操業隻数の許可上限につきましては府全体の隻数で定めており、基本的には総数管理で地区別の隻数は規定しておりません。ただ、無秩序という状況ではなく、各地区それぞれ共同漁業権の中で自主規制措置を定めていただいているところであります。操業区域については、共同漁業権内で定められた範囲で操業いただいております。

地区によっては、ナマコを対象にする漁業として、潜水漁業も併せて操業されている地区もございます。そういった中で、桁網を操業されている方との調整事項として、毎年漁期の始めに、今年はいつから操業しようといった操業期間の自主規制とか、あるいは総量規制として、1日当たり或いは1隻当たりの漁獲上限を決めるといったことが行われています。また、宮津地区では、操業規制に併せて最低重量の規制を行い、過剰な漁獲にならないように、資源が持続的に利用できるように自主的な管理をいただいているという状況があります。

そのため、現状では京都府として、一律に許可の条件として上限規制をする状況にはないというふうに思っております。ただ、海洋センターでも引き続き試験調査や漁業者の操業状況を確認している中で、過剰な漁獲が認められた場合には、まずは自主規制をもう少しつくしてもらおうとか、必要があれば許可の制限措置も考えるということで、その辺は地区ごとの状況を見ながら対応していきたいと考えております。

葭矢会長

はい、ありがとうございます。かなりの数の隻数が許可されていますが、共同漁業権の中で地区ごとに様々なルールを決めながら、今のところ、京都府が一律に規制を掛ける状況にはないということです。ただ、資源管理等の状況を見ながら検討していくという回答でした。

八木副会長

分かりました。ありがとうございました。

葭矢会長

その他にどうでしょうか。

手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)の許可の有効期間の記載が

ありませんが、1年許可ですか。

尾崎副主査 許可の有効期間は5年間です。

葭矢会長 あえて書いていないというのは、何か理由がありますか。

尾崎副主査 地区ごとに操業の時期が異なるため、諮問文には記載をしておりません。公示の際には、備考欄に許可の有効期間を5年間で示させていただきます。

葭矢会長 分かりました。その他どうでしょうか。
ひらめ底刺網ですけど、これは小橋方面の方がやられるということですが、他の地区でやられている方はいますか。

廣岡補佐 ひらめ底刺網につきましては、試験的な導入を経て平成5、6年頃に共同漁業権外の操業許可として導入させていただきました。その当時には、現在許可を出している舞鶴市の大浦半島沖合の海域だけでなく、丹後半島沖2ヶ所に操業区域を設定して許可を出していましたが、成果が芳しくないということもあり、本格的な操業には至らなかったということで、現在操業されているのは、今回諮問させていただいている舞鶴市の操業区域のみということになっております。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 ご発言がないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に対して原案に異議ない旨答申してよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨答申させていただきます。

次に第3号議案「令和5年度全国海区漁業調整委員会日本海ブ

ブロック会議に提出する議題について」を審議します。事務局から説明願います。

本多次長 (第3号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、事務局の説明につきまして何かご意見ご質問ございましたら、よろしく願います。

当委員会からは、4つの継続要望を出したいという案でございます。この要望は、まず、全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に上げて、そこで他の海区の要望との調整・整理が行われ、最終的に日本全国のブロックの要望を集約したものが、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として、水産庁や関係省庁に上げられます。

事務局に確認ですが、昨年度に全漁調連から要望された項目に対する国の回答は来ていますか。

本多次長 まだ来ていません。全漁調連の事務局から、近々には、発出されるように聞いております。例年であれば、前年度要望の回答を待って、今年度の要望議題を審議いただくのですが、今年は委員会開催時期との兼ね合いもあり、少し早い段階で諮らせていただいております。

葭矢会長 どうでしょうか。ご発言ないでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 特にないようでしたら、日本海ブロック会議に提出する議題につきましては、議案のとおりとさせていただきます。国からの回答が届いた時点で、軽微な修正が必要になりましたら、事務局で処理させていただきます。それでよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

第15次漁場計画につきまして、今後の予定はどのようになっ

ていますか。

山本主査 今後の予定ですが、京都府のホームページに漁場計画を公表いたします。公表にあたっては、同時に免許の申請期間を掲示します。申請期間は9月から10月を予定しており、申請内容を審査した後、11月頃に本委員会に諮問させていただいて、晴れて免許するという手続きとなっております。

葭矢会長 計画は、ホームページで全国一律にオープンにしていくということですね。

山本主査 はい。これまで、京都府公報での公示が義務付けられておりましたが、法律改正により公表の仕方に規定がなくなりましたので、より多くの皆さんに見ていただけるようにとの観点で、ホームページによる公表を考えております。

葭矢会長 分かりました。11月に、免許申請に係る適格性の審査に対する諮問、答申ということで最終議論させていただくということになると思いますので、よろしく願いいたします。その他事務局から何かございますか。

本多次長 次回の委員会につきましては、先ほども申し上げましたが11月以降に開催する予定としております。よろしく願いします。

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、これで委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

【閉会 午後4時00分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和5年8月3日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員